

EU 透明性指令の概要

1 各国構成国の規制のあり方

自国の発行者に対して、指令が定めるものよりも厳しい規制を課すことを妨げるものではないが、各国構成国が、自国内の規制市場への上場にあたって、域内の他の構成国の発行者に対して、指令が定めるものよりも厳しい規制を課すことは認められない。(3条1項)

2 年次報告書と半期報告書

(1) 開示義務を負う者

透明性指令の適用を受けるのは、EU 構成国内の「規制市場」で発行証券が取引されている発行者である。但し、次の者については、開示義務は課されない。

- ① 構成国内の中央政府、地方自治体、構成国のいずれかが参加者となっている国際機関、欧州中央銀行、構成国の中央銀行
- ② 額面が 5 万ユーロ以上の債券を発行する発行者

また、構成国は、株式を規制市場に上場しておらず、かつ債券の発行残高が 1 億ユーロ以下で、目論見書指令に基づく目論見書を作成していない金融機関については半期報告書の開示義務を免除することができる(8条2項)

(2) 開示書類の内容

年次報告書は、会計年度の終了後、4ヶ月以内、半期報告書は、会計年度の最初の6ヶ月が経過してからできるだけ速やかに、遅くとも2ヶ月以内に公表されなければならない(4条1項、5条1項)。財務諸表は、発行者が連結財務諸表の作成を義務づけられている場合は IAS に基づいて作成される連結ベースのものでなければならず、かつ親会社の決算書を併せて開示しなければならない。(4条3項、5条3項)

年次報告書は、①監査済み財務諸表、②経営報告書、③責任者による宣誓書

半期報告書は、①要約財務諸表、②中間経営報告書、③責任者による宣誓書

によって構成される。(4条2項、5条2項)

3 株式大量保有に関する情報開示

(1) 発行者への通知義務

議決権の付された証券の保有割合が 5%を超えた者は、その事実を当該証券の発行者に対して通知しなければならない。通知は、原則として、通知義務を伴う状況が生じてから 4 営業日以内に行わなければならない。(12条2項)

その後、10%、15%、20%、25%、30%、50%、75%とい 8 段階の区切りを上下する度に、その事実を通知することが義務付けられる。(9条1項)

(2) 株式大量保有に関する情報の公開

株式大量保有に関する情報の通知を受けた発行者は、3営業日以内に、当該通知の内容を一般に公表しなければならない。(12条6項) ただし、構成国は、監督当局への届出を伴う制度がとられ、同じ情報を当局が届出受理後3営業日以内に公表するとの要件が満たされる場合には、自国の発行者による公表義務を免除することができる。

(12条7項)

発行者が自己株式を取得し、議決権の付された証券の保有割合が5%または10%の区切りを超えたとき、その後下回ったときなどには、当該発行者は、その事実を4営業日以内に公表するよう義務づけられる。(14条1項)

(3) 証券保有者への情報開示

発行者は、株主に対しては、総会の開催に関する通知や電子的手段の活用も含む委任状行使に関する情報の提供などが義務付けられる(17条2項)。

一方、構成国は、株主の居住地にかかわらず、株主の行使に電子的手段を使えるようにするなど、環境を整えることなどを求められている(17条3項)。

債券保有者に関しても、債権者集会に関する情報提供等に関する規定が設けられている(18条)。

(4) 情報開示に使用できる言語

透明性指令において、以下の場合には、発行者に「国際金融における慣行上用いられる言語(英語)」での継続開示にかかる情報提供を容認。(20条2項)

- ・上場される国等が、発行者の本国以外の場合
- ・上場される国等が、発行者の本国を含む複数の構成国の場合
- ・額面5万ユーロ以上の証券を上場する場合

(5) EU域外の取扱い

指令の適用を受ける発行者の本社所在地がEU域外の第三国である場合には、当該発行者の第三国が、EU指令と同等の規制を設けている場合には、構成国は、年次報告書や半期報告書の開示義務、大株主の異動に関する通知を受けた際の発行者の公表義務、自己株式取得等の公表義務、証券保有者への情報開示義務に関する規定の適用を免除することができる。(23条1項)

以上